



# News Letter

## 仙台市成年後見総合センターだより

Vol.9

R8/3/5 発行

【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台 6 階 ※令和 6 年 12 月より仮移転中  
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

### ☆成年後見制度の代理権について ～事例紹介～

今回は、特に補助・保佐類型での代理権付与に関する事例を紹介するよ

前号「News Letter vol.8」でも代理権の説明をしているよ  
右のQRコードから確認してみてね！



※1

#### ●Aさんの事例（80代女性、要介護1、アルツハイマー型認知症。）

Aさんは持ち家で独居生活をしています。2年前に夫が死去してから、通帳やお金を紛失したり、必要な支払いを忘れることが増え、役所から届いた手紙も開封されないまま放置されている等の症状も出てきました。

県外に住むAさんの長女は、Aさんの財産が多額であることや、近くで寄り添った支援が難しいことから、地元の地域包括支援センターへ相談し、本人の同意を得たうえで、成年後見制度の申立をすることにしました。

医師の診断は保佐相当であったため、Aさんに必要な代理権の設定が必要となりました。



#### ●Aさんの希望

- ・お金の管理に自信がなくなってきたので手伝ってほしい
- ・自分でできることはこれからもやりたい
- ・夫との思い出のある自宅にできる限り住み続けたい
- ・長女に迷惑はかけたくないので、一人暮らしが難しくなったら施設に入りたい
- ・役所から届く手紙等の手続きを手伝ってほしい



#### 代理権付与のポイント

本人の同意を踏まえ、必要な代理行為のみ設定します。本人が希望しない代理権を、勝手に設定することはできません。

#### ●代理行為目録の作成

長女、地域包括、ケアマネジャーは、Aさんに以下の項目を一つ一つ説明し、Aさんの意思を丁寧に確認し、同意を得ながら、代理行為目録にチェックを入れていきました。

##### 【財産管理関係】

「預貯金に関する取引」「保険に関する事項」「年金・臨時給付金に関する諸手続」「公共料金・保険料・税金の支払い」「情報通信に関すること」等

##### 【身上保護関係】

「介護契約や福祉サービスの契約」「介護保険等の各申請」「施設入所に関する契約」「医療契約及び入院に関すること」等

長女は、Aさんが施設に入所すると自宅が空き家になるため、「不動産売却」の代理権を設定することを提案しましたが、Aさんは思い入れのある自宅は売りにくいと強く希望しました。そのため、長女はAさんの思いを尊重し、「不動産売却」の代理権は設定しませんでした。

#### 保佐人の選任

申立をした結果、Aさんが希望した代理権が付与された保佐人が選任されました。

保佐人は付与された代理権を行使しつつ、Aさんの意思決定を尊重しながら支援をしており、Aさんは安心して在宅生活を継続しています。



本人の権利や財産を守り、本人の意思決定を尊重して生活できるように支援するため、可能な限り本人が自分に必要な支援を決められるように、支援者も一緒に考えていくことが大切です。

※1 後犬ちゃん（こうけんちゃん）・・・厚生労働省 成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はわかり」のマスコット

## ☆成年後見制度と意思決定支援

成年後見制度は判断能力の不十分な本人に対し代理権や同意権を行使することで本人の権利を守っていく制度です。成年後見人等による代行決定は最終的な手段であり、**可能な限り本人の意思決定を支援する過程**が大切です。

### ◆意思決定支援の原則◆

- ①どのような人であっても、「本人には意思があり、決める力がある」という前提に立って、意思決定支援をします
- ②本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします
- ③不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します

意思決定支援は、本人とかかわる人たちの共通となる姿勢と行動、プロセスであり、実行することの難しさも共有し、本人とかかわる人たちで試行錯誤しながらキーパーソンは常に本人であることを忘れないことが重要となります。

参考：意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～厚生労働省

知ってる？

### 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

上記原則を土台に、厚労省が作成した意思決定支援に関する5つのガイドラインの中の1つです。成年後見制度発足以来、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきました。今後は、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があることから、令和2年10月に策定されました。



## ☆本人の思いに寄り添う 市民後見人への期待

市民後見人は、単に専門職以外の第三者後見人の担い手というだけでなく、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の担い手としても期待されています。

市民後見人は、弁護士等の専門資格は持たないものの、社会貢献の意欲や倫理観が高い一般市民の方が、**本人と同じ目線で本人の気持ちに寄り添った支援を行える事が大きな強み**となっています。

本市では、当センターが仙台市成年後見サポート推進協議会参加団体等と連携して養成し、これまでに32名の市民の方が市民後見人として活躍されています。



市民後見人や養成講座修了者等と当センターでリーフレットを作成しました。ご興味のある方は下記までお問い合わせください。

現在開講している市民後見人養成講座では“意思決定支援”を学んでいただく科目もあります。受講した参加者からは、こんな声が聞かれました！

- ・「ご本人が本音を言える関係を作りたい」
- ・「ご本人のお話をたくさん聞くようにしたい」
- ・「ご本人の希望を実現できる方法が無いかわり支援者とも確認しながら支援したい」
- ・「どんな事が課題になるかを伝えた上で本人の思いを丁寧に確認したい」

## ☆権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

### ◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜：午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

【電話番号】 022-223-2118

【対象】 仙台市内在住の方



【当センターHP】

まずは、お電話でお問い合わせください。



- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 当センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行いません。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援と一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。